

ご契約内容の見直し概要

- 「低圧自由料金プラン^(注)」のお客さまについて、2022年10月分から、以下のとおりご契約内容を見直すことといたします。

(注) 次のプランが対象です。

スマートファミリープラン、スマートビジネスプラン、電化でナイト・セレクト、
季時別電灯、時間帯別電灯、深夜電力A・B、第2深夜電力、ピークシフト電灯、
高負荷率型電灯、低圧季時別電力 など

※ 離島等供給約款エリアは対象外です。

1. 新たなお支払いサービスの導入および書面発行手数料の設定

(1) 新たなお支払いサービス（無料）の導入

- お客さまのスマートフォンにショートメッセージで電気料金のご請求をお知らせし、電子決済サービス等を通じてお支払いいただくサービスを導入いたします。

(詳細は、別紙2参照)

(2) 書面発行手数料の設定

- 以下のとおり、書面発行手数料を設定いたします。

- ・ 電気ご使用量のお知らせ：110円
- ・ 電気料金振込票：220円
- ・ 口座振替結果のお知らせ：110円

※ 価格はいずれも1通あたり・税込

2. 「季時別電灯」など一部の自由料金プランにおけるご契約の取扱い見直し

- 「季時別電灯」など旧オール電化プラン等のご契約の取扱いを、現在の標準的な自由料金プランと同様の取扱いとさせていただきます。

- ・ 「燃料費調整制度」における上限設定の廃止
- ・ 「口座振替割引」や「停電時の料金割引」の終了
- ・ 「送電停止・解約」に関する取扱いの変更 等

(詳細は、別紙3参照)

※ 自由料金プランのうち、2016年3月以前から以下のプランでご契約のお客さまのみが対象です。

季時別電灯、時間帯別電灯、深夜電力A・B、第2深夜電力、
ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力

- 上記のご契約内容の見直しにあわせ、ご契約条件において、一般送配電事業の分社化（2020年4月）に伴う業務実施主体の明確化を行います。

- ・ お客さまとのご契約条件を定めた「電気供給条件」「需給契約条件」に記載している内容のうち、九州電力送配電（株）が主体となって実施している業務（検針・工事等）について、実施主体の明確化等を反映し、規定を変更いたします。

※ お客さまとのご契約内容の実質的な変更はありません。